

## 7 自治体における紙おむつリサイクルに関する認識等

使用済み紙おむつは、そのほとんどが各自治体の焼却施設等で処理されている。今後、高齢化の進行に伴い排出量が増加し、焼却ごみに占める割合も増加することが予想される。このため、福岡都市圏の自治体における紙おむつの焼却処理等における問題点や紙おむつリサイクルに関する認識等を整理した。

### (1) 自治体における現在の紙おむつの処理（焼却等）における問題点

福岡都市圏の各自治体においては、使用済み紙おむつは、焼却処理等により大きな問題なく適正に処理されている。一方、衛生面での問題やRDF化には適さない等の意見があった。

なお、全国都市清掃会議からの要望書（平成24年7月）において、「使用済み紙おむつを焼却すると燃えずに溶けて、焼却炉に影響を及ぼしている。」との意見があるが、福岡都市圏のほとんど自治体では、大きな問題とはしていない。

しかしながら、使用済み紙おむつはし尿やゲル状の高分子吸収剤を含んでおり、水分が約70%と高く、低位発熱量は一般可燃ごみの1/3程度と低く、今後、紙おむつの量が増加すれば、焼却処理等のコストが上昇することが予測される。

### (2) 自治体における紙おむつリサイクルに関する認識

高齢化の進行に伴い紙おむつの排出量の増加が見込まれることや循環型社会の構築の必要性などから、福岡都市圏のほとんど自治体が、紙おむつリサイクルの必要性を認識している。

一方、紙おむつリサイクルの必要性は認識しており、将来的には必要としているものの、現時点では必要性はないとしている自治体もある。これは、現状として各自治体の焼却処理等により紙おむつの処理ができていたためと思われる。

また、分別の品目を増やすことが難しい等の理由から、現状として紙おむつリサイクルへの取り組みは困難としている自治体もある。

### (3) 自治体における紙おむつリサイクル推進に係る施策

使用済み紙おむつについては、現在、病院や介護施設等の排出事業者が、各自治体の事業系可燃ごみの処理料金を負担して処理が行われている。

使用済み紙おむつのリサイクル処理料金を、現在のごみ処理料金よりも安価に設定することができれば、経済原理により焼却処理からリサイクル処理に自然と変更される可能性が高いが、逆に、紙おむつのリサイクル料金が、現在のごみ処理料金よりも高い場合は、経済原理のみではリサイクルは進まない可能性が高い。

この場合、紙おむつのリサイクルを推進するためには、何らかの行政施策が必要となる。考えられる行政施策としては、

- ア 事業系一般廃棄物の処理料金の値上げ
- イ ごみ処理料金の徴収方法を有料指定袋制から従量制に変更
- ウ 事業系紙おむつに係る処理料金の設定
- エ 事業系紙おむつの受入禁止措置

等の対応が考えられる。

#### ア 事業系一般廃棄物の処理料金の値上げについて

各自治体の事業系一般廃棄物（可燃ごみ）のごみ処理料金は、ごみ処理原価より安い設定となっているが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において処理することが義務付けられていることから、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいとされている。

このため、事業系一般廃棄物の可燃ごみ処理料金を、ごみ処理原価相当額まで値上げすることにより、リサイクル料金との差を少なくし、紙おむつのリサイクルを推進するものである。

一部の自治体では、ごみ処理料金の値上げは「必要」や「将来的には必要」としているものの、ほとんどの自治体は、病院や介護施設のみでなく、すべての事業系一般廃棄物の排出事業者の経済的負担が増加することから、多くの排出事業者に説明を行う必要があることや排出事業者からの理解が得られない可能性があるため、その実施については現状では困難な状況にある。

#### イ ごみ処理料金の徴収方法を有料指定袋制から従量制に変更

事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の処理料金は、ほとんどの自治体において、有料指定袋制により徴収されており、その料金は従量制と比較して安価な設定となっている。

このため、事業系一般廃棄物の可燃ごみについて、有料指定袋制から従量制のみによる徴収方法に切り替えることにより、ごみ処理料金の値上げを行い、リサイクル料金との差を少なくし、紙おむつのリサイクルを推進するものである。

しかしながら、従量制への変更は、実質的なごみ処理料金の値上げであるため、処理料金の値上げと同様に、すべての一般廃棄物の排出事業者の経済的負担増加に配慮する必要がある。

また、有料指定袋制により料金徴収を行っているすべての自治体は、有料指定袋制が既に排出事業者に着していることから、これを従量制に変更することは困難としている。

#### ウ 事業系紙おむつに係る処理料金の設定

病院や介護施設等の事業所から発生する紙おむつについて、事業系一般廃棄物の可燃ごみとは別に処理料金を設定し、事業系紙おむつのみの処理料金を値上げすることにより、リサイクル料金との差を少なくし、紙おむつのリサイクルを推進するものである。

しかしながら、事業系紙おむつに係る別処理料金の設定は、病院や介護施設等の排出事業者の経済的負担が増加することから、排出事業者の理解が得られない可能性があることなどから、その実施については現状では困難な状況にある。

特に、事業系紙おむつのみの処理料金の値上げであるため、「なぜ紙おむつのみ値上げするのか」といった、他の事業系一般廃棄物の処理料金との公正性や整合性の説明が難しいことなどから、ほとんどの自治体において、その実施は困難としている。

## エ 事業系紙おむつの受入禁止措置

病院や介護施設等の事業所から排出される紙おむつについては、事業系一般廃棄物の可燃ごみとして処理されているが、自治体での事業系紙おむつの受入を禁止する措置を講じることにより、紙おむつのリサイクルを推進するものである。

事業系紙おむつの受入禁止措置により、排出事業者は民間の一般廃棄物処分業者に処理を委託することとなるが、現在の処理料金より高い処理費が必要となった場合、病院や介護施設等の排出事業者の経済的負担が増加し、排出事業者の理解が得られない可能性があることなどから、その実施については現状では困難な状況にある。

また、家庭系の紙おむつは自治体で受け入れているのに、同じ紙おむつなのになぜ事業系は受入禁止なのかの合理的な説明が難しいことなどから、ほとんどの自治体が事業系紙おむつの受入禁止措置は困難であるとしている。

以上のように、福岡都市圏の自治体においては、紙おむつのリサイクルを進めるべきとの認識はあり、紙おむつリサイクル推進のための行政施策として、「事業系紙おむつの処理料金の値上げ」や「事業系紙おむつの受入禁止措置」等は有効であると考えられるが、いずれも排出事業者の経済的負担の増加となることなどから、ほとんどの自治体において、どの行政施策も実際に実施することは困難であるとしている。